

湯河原町公営企業会計規程の一部を改正する規程新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(領収書の交付)</p> <p>第17条 出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第33条の2の規定に基づき公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を受託している者(以下「公金徴収事務等受託者」という。)は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。</p> <p>(公金の徴収又は収納の委託)</p> <p>第18条の2 管理者は、法第33条の2の規定により、公金の徴収又は収納の事務を私人に委託することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(指定納付受託者の告示)</p> <p>第18条の3 管理者は、指定納付受託者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。以下同じ。)を指定したときは、その旨を告示しなければならない。指定納付受託者がその名称、住所又は事務所の所在地の変更を管理者に届け出た場合及び指定納付受託者の指定を取り消した場合も、同様とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(領収書の交付)</p> <p>第17条 出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第33条の2において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を受託している者(以下「公金徴収事務等受託者」という。)は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。</p> <p>(公金の徴収又は収納の委託)</p> <p>第18条の2 管理者は、法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定により、公金の徴収又は収納の事務を私人に委託することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(指定納付受託者の告示)</p> <p>第18条の3 管理者は、指定納付受託者(地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。以下同じ。)を指定したときは、その旨を告示しなければならない。指定納付受託者がその名称、住所又は事務所の所在地の変更を管理者に届け出た場合及び指定納付受託者の指定を取り消した場合も、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p>	

【参考資料】

現 行	改 正 後	備 考
	この規程は、令和6年4月1日から施行する。	